別表第５（第３条関係）

２　部分型耐震化補助

　(２)　屋根軽量化工事費補助

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族  １　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者  (１)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの  (２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点1.0未満のもの  (３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 屋根の仕様 | | 上部構造評点 | | 改修前 | 改修後 | | 非常に重い屋根 | 軽い屋根 | 0.4 | | 重い屋根 | 軽い屋根 | 0.5 | | 非常に重い屋根 | 重い屋根 | 0.5 |   ２　所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下の者  ３　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者  ４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第１項及び第３項に定める住宅をいう。以下同じ。）の補助事業の対象となる者の第１項の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。） |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 50万円 |
| 適用除外する事項 | － |
| その他の  事項 | 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 |